

広報とやま 令和5年(2023年)7月5日号掲載

くらしの情報あれこれ

想定外の高額請求！トイレ修理のトラブルに注意



【相談例】

トイレが詰まり、インターネットで検索した「修理〇百円～」と記載のある業者に依頼した。ポンプのようなもので作業したが改善せず、ドリルのようなもので作業することになった。「通常50万円だが半額にする」と言われ了承し、作業は完了した。手持ちの現金がなく翌日支払うと伝えたがダメだと言われ、ATMで引き出して支払った。後日他の業者に聞いたら、ありえないほど高額だと言われた。

【アドバイス】

- 広告表示額で作業できるとは限りません。うのみにせず、その料金での作業内容や追加料金が発生しないかなどを確認しましょう。
- 想定外の高額な作業を提案された場合は、作業を断るようにしましょう。また、請求額や作業内容に納得できないときは、後日納得した金額で支払う意思があることを示し、その場での支払いはきっぱり断りましょう。
- 広告表示額と請求額が大きく異なる場合など、クーリング・オフできる可能性もあります。

相談受付時間 (月)～(金) 10:00～17:30 (電話相談は9:00～17:30)

※(祝)、年末年始およびCiC休館日は除く。

お問い合わせ 消費生活センター 電話:443-2047